

『AVA TRADE 取引説明書』の改訂に係る新旧対照表

(表紙)

改訂後 (新)	改訂前 (旧)
平成 29 年 2 月 (第 14 版 平成 29 年 2 月 25 日 改訂)	平成 28 年 8 月 (第 13 版 平成 28 年 8 月 25 日 改訂)

(P11)

改訂後 (新)	改訂前 (旧)
<p>取引概要 レバレッジ <個人> 25 倍 <法人> 通貨ペア毎に毎週変動します。 詳しくは P16 証拠金をご参照ください。</p> <p>必要証拠金 <個人> 4% <法人> 通貨ペア毎に毎週変動します。 詳しくは P16 証拠金をご参照ください。</p>	<p>取引概要 レバレッジ <個人> 25 倍 <法人> 200 倍 Ava トレーダー・メタトレーダー 4</p> <p>必要証拠金 <個人> 4% <法人> 0.5% Ava トレーダー・メタトレーダー 4</p>
<p>ロスカットポイント <個人・法人ともに> 証拠金維持率が 100%を下回ったとき</p> <p>なお、証拠金維持率は以下の式となります。 〔証拠金維持率 = 純資産 ÷ 証拠金必要額 × 100〕</p>	<p>ロスカットポイント 各口座の純資産額が証拠金維持率の 100% (法人の場合は原則 50%) を下回ったとき <個人> 100% <法人> 原則 50% (例外的に 100%コースが適用される場合もあります。)</p>

(P16)

改訂後 (新)	改訂前 (旧)
---------	---------

<p>☆証拠金</p> <p>(1) 証拠金必要額</p> <p>F X取引の注文をするときの必要証拠金額は銘柄によって異なります。</p> <p>個人のお客様の場合、取引総額の4%となります。</p> <p>法人のお客様の場合は、一般社団法人 金融先物取引業協会より毎週金曜日に発表となる通貨ペアごとの為替リスク想定比率に一定の幅を持たせた証拠金率を弊社HPで翌週の月曜日に公表し1週間後（一般社団法人金融先物取引業協会による為替リスク想定比率発表時からは翌々週の取引開始時点）から適用いたします。証拠金率は毎週月曜日に変更する可能性があります。</p> <p>※証拠金率の変更により相場が動かなくても証拠金不足が起こればロスカットの対象になる可能性があります。余裕を持った資金管理をお願いします。</p> <p>※為替リスク想定比率の計算方法（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第27項第1号に規定される定量的計算モデル）はこちらを参考にしてください http://www.ffaj.or.jp/regulation/03_2.html</p> <p>※証拠金必要額及びレバレッジは事前の告知により一時的に変更する場合があります。</p>	<p>☆証拠金</p> <p>(1) 証拠金必要額</p> <p>F X取引の注文をするときの必要証拠金額は銘柄によって異なります。個人のお客様の場合、取引総額の4%となります。法人のお客様の場合、メタトレーダー4及びAVAトレーダーは0.5%となります。</p>
---	--

P16

改訂後（新）	改訂前（旧）
<p>(2) 維持必要証拠金</p> <p>個人、法人ともに維持必要証拠金額は、証拠金必要額と同じです</p>	<p>(2) 維持必要証拠金</p> <p>個人のお客様の場合は、維持必要証拠金額は、証拠金必要額と同じです。法人のお客様の場合は、維持証拠金は原則として証拠金必要額の50%の額となります（一部100%のコースもあり）。新規建て取引の場合は評価損益を考える必要はありませんが、建て玉を維持する場合や、新規建て取引の場合でも、すでに他の建て玉をお持ちの場合は、現在保有しているポジションを建てる際の証拠金の他に、現</p>

	<p>在の評価損益を勘案する必要があります。</p> <p>純資産＝受入証拠金+ポジションの評価損益+未受渡損益+累積スワップポイント（金利調整金）</p> <p>証拠金維持率 = 純資産 ÷ 証拠金必要額 × 100</p>
<p>(4) 日次ロールオーバー</p> <p>ロールオーバー時間までに銘柄の転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を自動的にロールオーバーして次の営業日に繰り越します。スワップポイントは受け取り又は支払いとして調整されます。</p>	<p>4) 日次ロールオーバー</p> <p>ロールオーバー時間までに銘柄の転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を自動的にロールオーバーして次の営業日に繰り越します。ロールオーバーの価格差は口座の残高からスワップと同様に受け取り又は支払いとして調整されます。</p>
<p>(5) ロスカットの取扱い</p> <p>ロスカットは、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において建玉を反対売買により決済します。建玉を強制的にロスカットするため、その損失の額が予め預入られている証拠金の額を上回ることがあります。なお、証拠金維持率は以下の式となります。〔証拠金維持率 = 純資産 ÷ 証拠金必要額 × 100〕</p> <p>ロスカットの方法はプラットフォームで異なります</p> <p>ACT・Forex (Ava トレーダー)</p> <p>強制ロスカットは全建玉を対象に決済されます。</p> <p>メタトレーダー</p> <p>強制ロスカットは、損失額の大きなポジションから順に証拠金維持率が100%を上回るまで行われます。但し、ポジションの部分決済は行われません。</p>	<p>(5) ロスカットの取扱い</p> <p>ロスカットは、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において建玉を反対売買により決済します。建玉を強制的にロスカットするため、その損失の額が予め預入られている証拠金の額を上回ることがあります。なお、証拠金維持率は以下の式となります。〔証拠金維持率 = 純資産 ÷ 証拠金必要額 × 100〕</p> <p>※法人の場合は原則、必要証拠金の 50%にてロスカットの執行を行います。</p>

改訂後（新）	改訂前（旧）
<p>☆課税上の取扱い</p> <p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益（売買による差益及びスワップポイント収益を言います。以下同じ。）は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p> <p>※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。</p> <p>法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した所得（売買による差益及びスワップポイント収益を言います）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、（法人においては所在地、法人名）支払金額等を記載した支払調書を税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>	<p>☆益金に係る税金</p> <p>個人が行ったFX取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p> <p>法人が行ったFX取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金として計上して各社の決算時に税金計算の対象としてください。</p> <p>※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。</p> <p>金融商品取引業者は、顧客のFX取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を税務署長に提出いたします。税金に関するお問い合わせにつきましては、最寄の税務署或いは税理士等にお問い合わせ下さい。</p>

P38

改定後（新）	改定前（旧）
<p>FX取引行為に関する禁止事項</p> <p>u. 店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立</p>	<p>FX取引行為に関する禁止事項</p> <p>u. 銘柄関連デリバティブ取引（本取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預</p>

<p>後ただちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。</p>	<p>託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること</p>
<p>v. 店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかにその不足額を預託させることなく取引を継続すること。</p>	<p>v. 銘柄関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること</p>

(P43)

改訂後（新）	改訂前（旧）
<p>◆対象お取引の苦情相談窓口 F X取引について 紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）</p> <p>電話番号 0120-64-5005 受付時間 9:00～17:00 （※土・日・祭日を除く）</p>	<p>◆対象お取引毎の苦情相談窓口 (1) F X取引について 金融商品取引法指定紛争解決機関（ADR） 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C） 所在地 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 電話番号 0120-64-5005 受付時間 9:00～17:00 （※土・日・祭日を除く）</p>